



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)
号外第55号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

- 鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則(41)(環境政策課)..... 2
- 鳥取県立産業体育館管理規則の一部を改正する規則(42)(経済通商課).....15
- 鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(43)(工業振興課).....17
- 職場適応訓練委託規則及び鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(44)
(労働雇用課).....19
- 鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則(45)().....21

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 温泉掘削許可等の有効期間の更新に係る申請書の様式を定めることとした。(第3条、様式第3号関係)
- 2 温泉成分分析を行う者の登録、登録事項の変更及び業務の廃止に係る申請書等の様式を定めることとした。(第16条～第18条、様式第16号～様式第18号関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県立産業体育館管理規則の一部を改正する規則

- 1 体育館を一般利用の方法で利用する者に対して交付する利用券は、学生又は一般人についてのみ交付することとした。(第5条関係)
- 2 使用料の減免を行うことができる場合から、児童又は生徒が休日等に体育館を一般利用するときを除くこととした。(第7条関係)
- 3 利用申込書の様式からアマチュア・スポーツ活動及びその他の区分に関する記載を削ることとした。(様式第1号関係)
- 4 利用券の様式を改めることとした。(様式第4号関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県産業技術センターの設備に係る使用料に新たに次の使用料を加えることとした。(別表関係)

	区 分	単 位	金 額
1 分析機械	表面形状分析装置	1時間につき	1,770円
	糖分析装置	1時間につき	950円
2 試験機械	電源高調波試験装置	1時間につき	430円
	電子部品微小硬さ試験装置	1時間につき	270円
	無機薄膜製膜装置	1時間につき	1,470円

	高温環境衝撃試験装置	1時間につき	580円
	U S B 2.0開発環境試験装置	1時間につき	850円
	水平振動試験装置	1時間につき	280円
3 測定機械	高速オシロスコープ	1時間につき	460円
	シャルビー式木材衝撃試験機	1時間につき	220円
	卓上型万能強度試験機	1時間につき	500円
	三次元デジタイザ	1時間につき	300円
	ピッカース硬度計	1時間につき	150円
4 加工機械	卓上型万能高速カッター・ミキサー	1時間につき	200円

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

職場適応訓練委託規則及び鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 県が支給する訓練手当の支給対象者に石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けている者を加えることとした。(第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立米子高等技術専門校の自動車整備科の訓練生定員を45人(現行 40人)に増員することとした。(第2条関係)
- 2 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第41号

鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県温泉法施行細則(昭和62年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示、追加条及び様式の表示を除く。以下「改

正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(温泉掘削許可申請書等の様式) <u>第2条 省令第1条第1項の申請書及び省令第4条第1項の申請書は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。</u></p> <p>(温泉掘削許可等の有効期間更新申請書の様式) <u>第3条 省令第2条の申請書は、様式第3号によるものとする。</u></p> <p>(温泉掘削許可申請書等の記載事項の変更の届出) <u>第4条 法第3条第1項又は法第9条第1項の許可を受けた者(以下「温泉掘削者等」という。)は、法第6条第1項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をするまでの間に、前条の申請書の記載事項のうち住所、氏名その他知事が別に定める事項に変更を生じたときは、速やかに様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(温泉掘削工事等完了(廃止)届出書の様式) <u>第5条 省令第3条の届出書は、様式第5号によるものとする。</u></p> <p>(温泉掘削許可標識等の掲示) <u>第6条 温泉掘削者等(法第9条第1項の動力の装置の許可を受けた者を除く。)は、掘削又は増掘の工事の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、様式第6号による標識を掲示しなければならない。</u></p> <p>(温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出) <u>第7条 略</u></p>	<p>(温泉掘削許可申請書等の様式) 第2条 省令第1条の申請書及び省令第2条の申請書は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。</p> <p>(温泉掘削許可申請書等の記載事項の変更の届出) <u>第3条 法第3条第1項又は法第8条第1項の許可を受けた者(以下「温泉掘削者等」という。)は、省令第3条前段の規定による届出をするまでの間に、前条の申請書の記載事項のうち住所、氏名その他知事が別に定める事項に変更を生じたときは、速やかに様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(温泉掘削工事等の着手等の届出) <u>第4条 温泉掘削者等は、掘削又は増削若しくは動力の装置の工事(以下「温泉掘削工事等」という。)に着手し、又は中止した温泉掘削工事等を再開するときは、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(温泉掘削工事等の終了等の届出手続) <u>第5条 省令第3条の規定による届出は、温泉掘削工事等を終了し、又は中止した日から10日以内に様式第5号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(温泉掘削許可標識等の掲示) <u>第6条 温泉掘削者等(法第8条第1項の動力の装置の許可を受けた者を除く。)は、掘削又は増掘の工事の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、様式第6号による標識を掲示しなければならない。</u></p> <p>(温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出) <u>第7条 略</u></p>

2 法第6条第1項の規定及び第5条の規定は、温泉ゆう出路のしゅんせつ、ゆう出管の入替え、ゆう出槽の改修又は動力の装置の更新の工事について準用する。この場合において、同条中「省令第3条の届出書」とあるのは「第7条第2項において準用する法第6条第1項の規定による届出」と、「ものとする」とあるのは「届出書を提出してするものとする」と読み替えるものとする。

(原状回復の報告)

第11条 法第8条(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令を受けた者は、速やかに原状回復のため必要な措置を行い、知事の指定する日までに様式第11号による報告書を知事に提出しなければならない。

(温泉利用許可申請書の様式)

第12条 省令第5条第1項の申請書は、様式第12号によるものとする。

(温泉成分等揭示届出書の様式)

第13条 省令第7条の届出書は、様式第13号によるものとする。

(温泉利用施設の設備の改修の届出)

第14条 法第13条第1項の許可を受けた者(以下「温泉供用者」という。)は、その温泉利用施設の次の設備を改修しようとするときは、あらかじめ様式第14号による届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(温泉の利用の廃止の届出)

第15条 略

(温泉成分分析機関登録申請書の様式)

第16条 法第15条第2項の申請書は、様式第16号によるものとする。

(温泉成分分析機関登録事項変更届出書の様式)

第17条 省令第11条第1項の届出書は、様式第17号によるものとする。

(温泉成分分析業務廃止届出書の様式)

第18条 省令第12条の届出書は、様式第18号によるものとする。

(書類の経由)

第19条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所管保健所長を

2 省令第3条及びこの規則第5条の規定は、温泉ゆう出路のしゅんせつ、ゆう出管の入替え、ゆう出槽の改修又は動力装置の更新の工事について準用する。この場合において、同条中「省令第3条」とあるのは「第7条第2項において準用する省令第3条」と読み替えるものとする。

(原状回復の報告)

第11条 法第7条(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令を受けた者は、速やかに原状回復のため必要な措置を行い、知事の指定する日までに様式第11号による報告書を知事に提出しなければならない。

(温泉利用許可申請書の様式)

第12条 省令第4条の申請書は、様式第12号によるものとする。

(温泉の成分等の揭示の届出手続)

第13条 省令第5条第1項の規定による届出は、様式第13号による届出書を提出してしなければならない。

(温泉利用施設の設備の改修の届出)

第14条 法第12条第1項の許可を受けた者(以下「温泉供用者」という。)は、その温泉利用施設の次の設備を改修しようとするときは、あらかじめ様式第14号による届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(温泉の利用の廃止の届出)

第15条 略

(書類の経由)

第16条 省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所管保健所長を経由

經由して提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

温泉掘削許可申請書

職氏名 様

温泉をゆう出させるため土地を掘削したいので、温泉法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略
添付書類

- 1 略
2 略

- 3 略
4 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第2号(第2条関係)

温泉増掘(動力の装置)許可申請書

職氏名 様

温泉のゆう出路を増掘(温泉をゆう出させるため動力を装置)したいので、温泉法第9条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

して提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

温泉掘削許可申請書

職氏名 様

温泉をゆう出させるため土地を掘削したいので、温泉法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

注 略
添付書類

- 1 申請者が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為の写し
2 略
3 略
4 工事費用に係る予算の状況を明らかにした書類
5 略

様式第2号(第2条関係)

温泉増掘(動力装置)許可申請書

職氏名 様

温泉のゆう出路を増掘(温泉をゆう出させるため動力を装置)したいので、温泉法第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

増掘又は動力の装置の目的			
増掘又は動力の装置を行う土地			番地 (地目)
略			
増掘後のゆう出路の口径及び深さ			口径 cm 深さ m
動力の装置の概要	動力源	種類名称	(出力 KW)
	ポンプ	種類名称	(出力 KW)
略			

注1 略

2 「動力の装置の概要」の「種類」欄は、動力源については「電動機」、「内燃機関」等と、ポンプについては「渦巻ポンプ」、「往復ポンプ」等と記載すること。

添付書類

1 増掘又は動力の装置を行う土地の周辺の状況を明らかにした図面(当該土地から1キロメートル以内にある温泉ゆう出地の位置及び当該土地までの距離を表示すること。)

2 略

3 略

4 動力の装置の場合にあっては、その詳細を明らかにした書類

5 増掘又は動力の装置を行う土地に係る土地登記簿謄本及び申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地所有者の承諾書

6 申請者が温泉法第9条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第3号(第3条関係)

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可の有効期間更新申請書

職氏名 様

温泉掘削(増掘・動力の装置)の許可の有効期間の更新をしたいので、温泉法第5条第2項(第9条第2項において準用する同法第5条第2項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

増掘又は動力装置の目的			
増掘又は動力装置を行う土地			番地 (地目)
略			
増掘後の口径及び深さ			口径 cm 深さ m
動力装置の概要	動力源	種類名称	(出力 KW)
	ポンプ	種類名称	(出力 KW)
略			

注1 略

2 「動力装置の概要」の「種類」欄は、動力源については「電動機」、「内燃機関」等と、ポンプについては「渦巻ポンプ」、「往復ポンプ」等と記載すること。

添付書類

1 申請者が法人である場合にあっては、その定款又は寄付行為の写し

2 増掘又は動力装置を行う土地の周辺の状況を明らかにした図面(当該土地から1キロメートル以内にある温泉ゆう出地の位置及び当該土地までの距離を表示すること。)

3 略

4 略

5 動力装置の場合にあっては、その詳細を明らかにした書類

6 増掘又は動力装置を行う土地に係る土地登記簿謄本及び申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地所有者の承諾書

年 月 日

住 所
申請者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

許 可 の 種 類	掘削・増掘・動力の装置
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工 事 の 場 所	番地 (地目)
更新を必要とする理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが
できる。

様式第4号(第4条関係)

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可申請書記
載事項変更届出書

職氏名 様

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可申請書の記載事
項に変更を生じたので、鳥取県温泉法施行細則第3条
の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

年 月 日

住 所
申請者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

許 可 の 種 類	掘削・増掘・動力の装置
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工 事 の 場 所	番地 (地目)
更新を必要とする理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが
できる。

様式第3号(第3条関係)

温泉掘削(増掘・動力装置)許可申請書記
載事項変更届出書

職氏名 様

温泉掘削(増掘・動力装置)許可申請書の記載事項
に変更を生じたので、鳥取県温泉法施行細則第3条の
規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏
名)
電話番号

略

注 略

様式第4号(第4条関係)

温泉掘削工事等着手(再開)届出書

職氏名 様

温泉掘削工事等に着手(中止した温泉掘削工事等を
再開)するので、鳥取県温泉法施行細則第4条の規定
により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

様式第5号(第5条、第7条関係)

温泉掘削工事等完了(廃止)届出書

職氏名 様

温泉掘削工事等を完了(廃止)したので、温泉法第6条第1項(温泉法第9条第2項において準用する同法第6条第1項・鳥取県温泉法施行細則第7条第2項において準用する温泉法第6条第1項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者
氏 名 ㊟
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

工 事 の 種 別	掘削・増掘・動力の装置・ゆう出路しゅんせつ・ゆう出管入替え・ゆう出槽改修・動力の装置更新	
略		
工 事 の 場 所	番地 (地目)	
略		
工事期間	着 手	年 月 日
	完了(廃止)	年 月 日
廃止の場合にあっては、その理由		
略		

注 1 略

住 所
届出者
氏 名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

工 事 の 種 類	掘削・増削・動力装置	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
工 事 の 場 所		
工事期間	着手(再開)	年 月 日
	終了	年 月 日
再開の場合にあっては、前回中止年月日		年 月 日
工事施工者	住 所	
	氏名又は名称	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号(第5条、第7条関係)

温泉掘削工事等終了(中止)届出書

職氏名 様

温泉掘削工事等を終了(中止)したので、鳥取県温泉法施行細則第5条(第7条第2項において準用する同規則第5条)の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者
氏 名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

工 事 の 種 別	掘削・増掘・動力装置・ゆう出路しゅんせつ・ゆう出管入替え・ゆう出槽改修・動力装置更新	
略		
工 事 の 場 所		
略		
工事期間	着 手	年 月 日
	終了(中止)	年 月 日
中止の場合にあっては、その理由		
中止の場合にあっては、再開予定年月日		
略		

注 1 略

2 「許可又は改修届出の年月日及び許可番号」欄は、掘削、増掘又は動力の装置の工事以外の工事については、温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出の年月日だけを記載すること。

添付書類 略

様式第7号(第7条関係)

温泉ゆう出路しゅんせつ等届出書

職氏名 様

温泉ゆう出路のしゅんせつ等をしたいので、鳥取県温泉法施行細則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者
氏 名 ㊦
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

工 事 の 種 別	ゆう出路しゅんせつ・ゆう出管入替え
	ゆう出槽改修・動力の装置更新
略	

注 1 略

2 「温泉のゆう出及び利用の現況」の「工事に係る設備の現況」欄には、ゆう出路のしゅんせつ又はゆう出管の入替えを行う場合にあっては工事施行前における当該ゆう出路に係る温泉のゆう出量(ℓ/分)及び温度()、ゆう出槽を改修する場合にあっては工事施行前における当該ゆう出槽の形状及び容積、動力の装置を更新する場合にあっては工事施行前における当該動力の装置の動力源及びポンプの種類、名称及び出力(kw)を記載すること。

添付書類

- 1 略
- 2 動力の装置を更新する場合にあっては、更新後の動力の装置の詳細を明らかにした書類

様式第8号(第8条関係)

温泉ゆう出状況報告書

職氏名 様

2 「許可又は改修届出の年月日及び許可番号」欄は、掘削、増掘又は動力装置の工事以外の工事については、温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出の年月日だけを記載すること。

添付書類 略

様式第7号(第7条関係)

温泉ゆう出路しゅんせつ等届出書

職氏名 様

温泉ゆう出路のしゅんせつ等をしたいので、鳥取県温泉法施行細則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者
氏 名 ㊦
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

工 事 の 種 別	ゆう出路しゅんせつ・ゆう出管入替え
	ゆう出槽改修・動力装置更新
略	

注 1 略

2 「温泉のゆう出及び利用の現況」の「工事に係る設備の現況」欄には、ゆう出路のしゅんせつ又はゆう出管の入替えを行う場合にあっては工事施行前における当該ゆう出路に係る温泉のゆう出量(ℓ/分)及び温度()、ゆう出槽を改修する場合にあっては工事施行前における当該ゆう出槽の形状及び容積、動力装置を更新する場合にあっては工事施行前における当該動力装置の動力源及びポンプの種類、名称及び出力(kw)を記載すること。

添付書類

- 1 略
- 2 動力装置を更新する場合にあっては、更新後の動力装置の詳細を明らかにした書類

様式第8号(第8条関係)

温泉ゆう出状況報告書

職氏名 様

鳥取県温泉法施行細則第 8 条の規定により、温泉の
ゆう出状況について次のとおり報告します。

年 月 日

住 所
報告者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第 9 号 (第 9 条関係)

温 泉 採 取 権 譲 渡 届 出 書

職氏名 様

温泉採取権を譲渡したので、鳥取県温泉法施行細則
第 9 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届
け出ます。

年 月 日

住 所
届出者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第10号 (第10条関係)

温 泉 採 取 廃 止 (中 止) 届 出 書

職氏名 様

温泉の採取を廃止 (中止) したので、鳥取県温泉法
施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

鳥取県温泉法施行細則第 8 条の規定により、温泉の
ゆう出状況について次のとおり報告します。

年 月 日

住 所
報告者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏
名)
電話番号

略

注 略

様式第 9 号 (第 9 条関係)

温 泉 採 取 権 譲 渡 届 出 書

職氏名 様

温泉採取権を譲渡したので、鳥取県温泉法施行細則
第 9 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届
け出ます。

年 月 日

住 所
届出者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏
名)
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第10号 (第10条関係)

温 泉 採 取 廃 止 (中 止) 届 出 書

職氏名 様

温泉の採取を廃止 (中止) したので、鳥取県温泉法
施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第11号(第11条関係)

原 状 回 復 報 告 書

職氏名 様

年 月 日付第 号で命じられたとおり
原状に回復したので、鳥取県温泉法施行細則第11条
の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

住 所
報告者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第12号(第12条関係)

温 泉 利 用 許 可 申 請 書

職氏名 様

温泉を公共の浴用(飲用)に供したいので、温泉法
第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のと
おり申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

届出者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏
名)
電話番号

略

注 略

様式第11号(第11条関係)

原 状 回 復 報 告 書

職氏名 様

年 月 日付第 号で命じられたとおり
原状に回復したので、鳥取県温泉法施行細則第11条
の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

住 所
報告者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏
名)
電話番号

略

注 略

様式第12号(第12条関係)

温 泉 利 用 許 可 申 請 書

職氏名 様

温泉を公共の浴用(飲用)に供したいので、温泉法
第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申
請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏
名)
電話番号

略

注 略
添付書類

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 供用する温泉の成分を明らかにした書類（成分の分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号を表示すること。）
- 5 申請者が温泉法第13条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第13号（第13条関係）

温 泉 成 分 等 掲 示 届 出 書

職氏名 様

公共の浴用（飲用）に供する温泉の成分等を掲示したいので、温泉法第14条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

略

注 略
添付書類

- 1 略
- 2 温泉法第14条第2項の温泉成分分析の結果を明らかにした書類
- 3 温泉法施行規則第6条各号に掲げる事項を明らかにした書面

様式第14号（第14条関係）

温 泉 利 用 設 備 改 修 届 出 書

職氏名 様

温泉利用設備を改修したいので、鳥取県温泉法施行細則第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

注 略
添付書類

- 1 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 供用する温泉の成分を明らかにした書類（成分の分析を行った者を表示すること。）

様式第13号（第13条関係）

温 泉 成 分 等 掲 示 届 出 書

職氏名 様

公共の浴用（飲用）に供する温泉の成分等を掲示したいので、温泉法施行規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

注 略
添付書類

- 1 略
- 2 温泉法施行規則第5条第2項の分析検査の結果を明らかにした書類
- 3 掲示内容を明らかにした書面

様式第14号（第14条関係）

温 泉 利 用 設 備 改 修 届 出 書

職氏名 様

温泉利用設備を改修したいので、鳥取県温泉法施行細則第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第15号(第15条関係)

温 泉 利 用 廃 止 届 出 書

職氏名 様

温泉を公共の浴用(飲用)に供するのをやめたので、
鳥取県温泉法施行細則第15条の規定により、関係書類
を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第16号(第16条関係)

温 泉 成 分 分 析 機 関 登 録 申 請 書

職氏名 様

温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法第
15条第2項の規定により、関係書類を添えて次のと
り申請します。

年 月 日

住 所

申請者

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏
名)

電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第15号(第15条関係)

温 泉 利 用 廃 止 届 出 書

職氏名 様

温泉を公共の浴用(飲用)に供するのをやめたので、
鳥取県温泉法施行細則第15条の規定により、関係書類
を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏
名)

電話番号

略

注 略

添付書類 略

氏 名 ㊟
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名)
 電話番号

分析施設の名称	
分析施設の所在地	
温泉成分分析に使用する器具、 機械又は装置の名称及び性能	
温泉成分分 析の業務の 責任者	氏 名
	業務に関し有する 資格
	温泉成分分析に関 する経験及び研究 成果の概要
参 考 事 項	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
 ができる。

添付書類

- 1 申請者が法人である場合にあっては、その定
 款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 2 申請者が個人である場合にあっては、その住
 民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 3 分析施設の見取図
- 4 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するの
 に十分な経理的基礎を有することを証する書類
- 5 申請者が温泉法第15条第4項各号に該当しな
 い者であることを誓約する書面

様式第17号(第17条関係)

温泉成分分析機関登録事項変更届出書

職氏名 様

温泉成分分析機関登録申請書の記載事項に変更を生
 じたので、温泉法第16条の規定により、次のとおり届
 け出ます。

年 月 日

住 所
 届出者

氏 名 ㊟
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名)
 電話番号

登録分析機関の名称	
登録分析機関の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
変更内容	変更事項
	変更前

	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第18号 (第18条関係)

温泉成分分析業務廃止届出書

職氏名 様

温泉成分分析業務を廃止したので、温泉法第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

登録分析機関の名称	
登録分析機関の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県温泉法施行細則第3条に規定する温泉掘削者等に該当している者については、同規則第4条及び様式第4号の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県立産業体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第42号

鳥取県立産業体育館管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立産業体育館管理規則（平成9年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（利用の通知等）</p> <p>第5条 知事は、産業体育館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は会議室等を利用する者に対しては様式第3号により通知し、体育館を一般利用の方法で利用する者（学生又は一般人に限る。）に対しては様式第4号による利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第5号による参加証を交付するものとする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）略</p> <p>（5）略</p> <p>（6）略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）第1項第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>（3）第1項第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立産業体育館利用申込書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p>	<p>（利用の通知等）</p> <p>第5条 知事は、産業体育館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は会議室等を利用する者に対しては様式第3号により通知し、体育館を一般利用の方法で利用する者に対しては様式第4号による利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第5号による参加証を交付するものとする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>児童又は生徒が休日、日曜日及び土曜日に体育館を一般利用するとき。</u></p> <p>（5）略</p> <p>（6）略</p> <p>（7）略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）第1項第4号に定める事由 <u>口頭による申出</u></p> <p>（3）第1項第5号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>（4）第1項第6号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立産業体育館利用申込書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p>

申 込 者 氏 名
(団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県立(鳥取・米子)産業体育館を利用
したいので、申し込みます。

略	
利用予定人員	人
入場料等の 徴収の有無	有(円) 無
略	

申 込 者 氏 名
(団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県立(鳥取・米子)産業体育館を利用
したいので、申し込みます。

略		
利用予定人員	人	
入場料等の 徴収の有無	有(円) 無	
略		
	利用種別	1 アマチュア・スポー ツ活動 2 その他

第2条 鳥取県立産業体育館管理規則の一部を次のように改正する。

様式第4号の表を次のように改める。

	利 用 券
表	年 月 日
利 用 券 控	¥
¥	鳥取県立(鳥取・米子)産業体育館

様式第4号備考中1を削り、2を1とし、同様式備考3中「、休日等に利用する児童又は生徒」を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第43号

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則(平成12年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第17条関係）				別表（第17条関係）			
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額	
1 分析機械	略			1 分析機械	略		
	ファットメータ	1時間 につき	90円		ファットメータ	1時間 につき	90円
	表面形状分析装置	1時間 につき	1,770円				
	糖分析装置	1時間 につき	950円				
2 試験機械	略			2 試験機械	略		
	大型環境試験機	1時間 につき	2,250円		大型環境試験機	1時間 につき	2,250円
	電源高調波試験装置	1時間 につき	430円				
	電子部品微小硬さ試験装置	1時間 につき	270円				
	無機薄膜製膜装置	1時間 につき	1,470円				
	高温環境衝撃試験装置	1時間 につき	580円				
	U S B 2.0開発環境試験装置	1時間 につき	850円				
	水平振動試験装置	1時間 につき	280円				
3 測定機械	略			3 測定機械	略		
	半導体直流特性試験装置	1時間 につき	330円		半導体直流特性試験装置	1時間 につき	330円
	高速オシロスコープ	1時間 につき	460円				
	シャルピー式木材衝撃試験機	1時間 につき	220円				
	卓上型万能強度試験機	1時間 につき	500円				
	三次元デジタイザ	1時間 につき	300円				
	ピッカース硬度計	1時間 につき	150円				
4 加工機械	略			4 加工機械	略		
	レーザー加工機	1時間 につき	630円		レーザー加工機	1時間 につき	630円
	卓上型万能高速カッター・ミキサー	1時間 につき	200円				
備考 略				備考 略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職場適応訓練委託規則及び鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第44号

職場適応訓練委託規則及び鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(職場適応訓練委託規則の一部改正)

第1条 職場適応訓練委託規則(昭和39年鳥取県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第15条第1項第3号の失業者が作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために実施する訓練並びに雇用対策法(昭和41年法律第132号)第18条第5号の求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を事業主に委託して実施するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。 (1)~(3) 略 (4) 職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条、<u>経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第35号)第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和58年法律第39号)第13条若しくは第14条又は雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)附則第3条第1項若しくは第4条第1項若しくは第8条若しくは第9条の規定に基づく求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第15条第1項第3号の失業者が作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために実施する訓練並びに雇用対策法(昭和41年法律第132号)第13条第5号の求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を事業主に委託して実施するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。 (1)~(3) 略 (4) 職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和58年法律第39号)第13条又は雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定に基づく求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県訓練手当支給規則の一部改正)

第2条 鳥取県訓練手当支給規則(昭和42年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第1条 雇用対策法(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)第18条第2号の給付金の支給については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 県が支給する法第18条第2号の給付金は、基本手当、技能習得手当(受講手当、特定職種受講手当及び通所手当とする。)及び寄宿手当(以下「訓練手当」という。)とする。</p> <p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第35号)第5条の規定による改正前の地域雇用開発等促進法(昭和62年法律第23号)第21条に規定する職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定された者</u></p> <p>(3)~(14) 略</p> <p>(15) <u>経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第35号)第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和58年法律第39号)第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令(平成13年厚生労働省令第129号)第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則(昭和58年労働省令第20号)第11条の規定による特定不況業種離職者求職手帳又は雇用対策法施行規則附則第8条若しくは第9条の規定による石炭鉱</u></p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第1条 雇用対策法(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)第13条第2号の給付金の支給については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 県が支給する法第13条第2号の給付金は、基本手当、技能習得手当(受講手当、特定職種受講手当及び通所手当とする。)及び寄宿手当(以下「訓練手当」という。)とする。</p> <p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域雇用開発等促進法(昭和62年法律第23号)第21条に規定する職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定された者</p> <p>(3)~(14) 略</p> <p>(15) 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和58年法律第39号)第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条又は特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則(昭和58年労働省令第20号)第11条の規定による特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けている者</p>

業離職者求職手帳の発給を受けている者

2 略

(調整)

第9条 略

2 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者(同法第41条第1項に該当する場合を除く。)が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して50日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

(支給制限)

第10条 訓練手当の支給を受けることができる者が偽りその他不正の行為により法第18条の職業転換給付金又は前条第1項各号に掲げる給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、訓練手当を支給しないことができる。

2 略

(調整)

第9条 略

2 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者(同法第41条第1項に該当する場合を除く。)が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第2項の認定が行われた日から起算して50日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

(支給制限)

第10条 訓練手当の支給を受けることができる者が偽りその他不正の行為により法第13条の職業転換給付金又は前条第1項各号に掲げる給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、訓練手当を支給しないことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第45号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則(昭和45年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
(職業訓練の種類等)						(職業訓練の種類等)					
第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
専門校 の名称	職業訓 練の種 類	訓練課 程	訓 練 科	訓練生 定員	訓 練 期 間	専門校 の名称	職業訓 練の種 類	訓練課 程	訓 練 科	訓練生 定員	訓 練 期 間
略						略					
鳥取県 立米子 高等技	普通職 業訓練	普通課 程	自動車整 備科 総合建設	45人 20人	2年 1年	鳥取県 立米子 高等技	普通職 業訓練	普通課 程	自動車整 備科 総合建設	40人 20人	2年 1年

術専門 校	科	20人	1年	術専門 校	科	20人	1年
	キヤドシ ステム科				キヤドシ ステム科		
	デザイン 科				デザイン 科		
	科	20人	1年		科	20人	1年
	OA事務 科				OA事務 科		
2 略				2 略			

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。